

社会福祉法人一関市社会福祉協議会
花泉地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程

平成 24 年 11 月 11 日 制 定
平成 31 年 3 月 13 日 一部改正
令和 3 年 3 月 15 日 一部改正
令和 5 年 3 月 14 日 一部改正
令和 5 年 12 月 1 日 一部改正

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人一関市社会福祉協議会が開設する花泉地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員及びその他の職員、（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は次に掲げる事項を遵守し、介護予防支援サービスの提供を行うものとする。

- (1) 事業所の保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業の運営に当たっては、関係市町、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 はないずみ地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
- (2) 所在地 一関市花泉町涌津字一ノ町 29 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者

管理者は、事業所の担当職員及びその他の職員の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施

状況の把握その他指揮命令等を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

(2) 担当職員

担当職員は、保健師又は地域ケア・地域保健等の経験のある看護師、社会福祉士又はこれに準ずる者及び主任介護支援専門員を充てる。

また、必要に応じ介護予防支援員を置くことができる。

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(3) 事務職員

必要に応じ、事務処理を行う事務職員を置くものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を達成する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

市町名	地域（地区名）
一 関 市	花泉地域

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品

等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（事故発生時の対応）

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、一関地区広域行政組合、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第12条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情処理を担当する職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（虐待防止等のための措置）

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
- (1) 虐待防止等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止等のための指針の整備
 - (3) 虐待等を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを一関地区広域行政組合に通報するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第14条 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 その他運営に関する重要事項を、次のとおりとする。

- (1) 事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ア 採用時研修 採用後6か月以内
 - イ 継続研修 年1回
- (2) 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- (3) 担当職員は、担当職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき義務を負う。
- (4) 事業所は指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一関地区広域行政組合、社会福祉法人一関市社会福祉協議会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。